

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>第10条の2から第11条の2まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</u> <u>(特定設備等の特別償却額の計算等)</u> <u>10の2～11の2共－1 震災特例法第10条の2第1項、第10条の2の2第1項、第10条の5第1項、第11条及び第11条の2の規定を適用する場合については、措置法通達10の2の2～15共－1及び10の2の2～15共－2の取扱いを準用する。</u> 第10条の2((復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 <u>(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)</u> <u>10の2－2 震災特例法令第12条の2第4項各号に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。</u> <u>第10条の2の2((避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</u> <u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u>	(新 設) (新 設) 第 10 条の 2 ((復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (新 設) (新 設) (新 設)

10の2の2-1 震災特例法第10条の2の2第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該個人の営む事業の用に供したものであるとして同条の規定を適用する。

(従業者の範囲)

10の2の2-2 震災特例法第10条の2の2第1項に規定する「従業者」とは、使用人その他の者で、個人の事業に現に従事する者をいうものとする。

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

10の2の2-3 震災特例法第10条の2の2第3項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、10の2-1及び10の2-2の取扱いを準用する。

第10条の3 ((復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)) 関係

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の3-4 震災特例法令第12条の3第3項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

第10条の3の2 ((避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)) 関係

(新 設)

(新 設)

第10条の3 ((復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)) 関係

(新 設)

(新 設)

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

(新 設)

10の3の2-1 震災特例法第10条の3の2第1項の規定に係る適用期間の意義等については、10の3-1から10の3-4までの取扱いを準用する。